47キロを超え48キロまで	6,430
48キロを超え49キロまで	6,450
49キロを超え50キロまで	6,470
50キロを超え51キロまで	6,490
51キロを超え52キロまで	6,510
52キロを超え53キロまで	6,530
53キロを超え54キロまで	6,550
54キロを超え55キロまで	6,570
55キロを超え56キロまで	6,590
56キロを超え57キロまで	6,610
57キロを超え58キロまで	6,630
58キロを超え59キロまで	6,650
59キロを超え60キロまで	6,660
60キロを超え61キロまで	6,670
61キロを超え62キロまで	6,680
62キロを超え63キロまで	6,690
63キロを超え64キロまで	6,700
64キロを超え65キロまで	6,710
65キロを超え66キロまで	6,720
66キロを超え67キロまで	6,730
67キロを超え68キロまで	6,740
68キロを超え69キロまで	6,750
69キロを超え70キロまで	6,760
70キロを超え71キロまで	6,770
71キロを超え72キロまで	6,780
72キロを超え73キロまで	6,790
73キロを超え74キロまで	6,800
74キロを超え75キロまで	6,810

2　日時　令和７年11月20日（木）　午前10時00分開始

3　場所　リファレンス大博多ビル貸会議室11階1109会議室
（福岡県福岡市博多区博多駅前２丁目10―１）

4　主宰者　運輸審議会

5　公述の申出

⑴　公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ各１部を令和７年10月16日（木）正午までに必ず到着するよう、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（郵便番号100―0013　東京都千代田区霞が関３―１―１　中央合同庁舎第４号館３階）あてお送りください。

⑵　公述申込書には、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

⑶　公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を4,500文字以内で具体的に記載してください。

⑷　議事の整理上、一般公述人の人数は10人以内とします。一般公述人は、公述の機会が各界各層になるべく公平となるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名等を令和７年10月下旬頃に運輸審議会ウェブサイトと運輸審議会掲示板に掲載・掲示する予定です。
（掲載予定ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

⑸　１人の公述時間は15分以内を予定していますが、一般公述人の人数等により短くなる場合があります。また、所定の時間に収まらない場合は、途中で公述を終了する場合があります。

6　申請書その他の関係書類の閲覧場所

本事案の申請書その他の関係書類については令和７年10月上旬頃から、公述申込書及び公述書（一般公述の申出があった場合に限る）については令和７年10月下旬頃から、運輸審議会ウェブサイトに掲載する予定です。
（掲載予定ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

7　公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

8　開催の取消

５⑴記載の期日までに一般公述の申出がなかった場合など、公聴会の開催を取り消す場合があります。その際には別途お知らせします。

9　その他

不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（03―5253―8810）にお問い合わせください。